

京都市メディア支援センター運営支援業務 委託先募集要領

1 業務名称

京都市メディア支援センター運営支援業務

2 事業趣旨

「映画のまち・京都」において映画文化・産業及び観光振興を目的に、フィルム・コミッション機能、ロケツーリズムの推進、国内メディアの取材支援、写真・画像の提供等の業務を行う「京都市メディア支援センター」の機能を高めるため、ウェブサイトの運営やロケ支援の効果測定等の運営支援事業者を募集する。

3 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 京都市の競争入札参加資格を保有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 過去1年以上、ウェブサイト運営に係る営業をしていること。
- (4) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- (5) 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- (6) 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと

4 募集期間

令和4年3月15日（火）から令和4年3月29日（火）午前9時から午後5時まで

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額の上限
1,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (3) 契約期間
契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託費の支払条件
原則、精算払いとする。
- (5) その他
ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

6 応募手続等

応募する者は、次に示すところにより、別添様式の「京都市メディア支援センター運営支援業務」業務委託プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

- (1) 担当部局（提出先）

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル7階

京都市産業観光局観光 MICE 推進室（担当：小杉，藤井）

電 話 0 7 5 - 7 4 6 - 2 2 5 5

F A X 0 7 5 - 2 1 3 - 2 0 2 1

E-mail media-support@city.kyoto.lg.jp

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書（別添様式） 1 部

(イ) 応募資格を満たすことを証明する書類

（会社案内，登記簿謄本，直近の決算書，納税証明書等） 各 1 部

(ウ) 企画提案書（任意様式） 7 部（正本 1 部，副本 6 部，

提案書には社名等は記入しないでください。）

企画提案書は京都市メディア支援センター運営支援業務に係る企画提案を行うものとし，様式は特に定めない。内容に関しては，別紙委託仕様書を十分理解したうえで，7（2）審査基準を参考に作成するものとする。様式は，A 4 横書き（図表等について A 3 を用いることは可能，ただし，A 4 版に折り畳むものとする）にまとめるものとし，7 部ともクリップ等で仮留めして提出すること。

(エ) 見積書（任意様式） 7 部（正本 1 部，副本（社名等を記入しないもの） 6 部）

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

令和 4 年 3 月 2 9 日（火）午後 5 時（必着）

ウ 提出方法

事前に電話予約のうえ，上記（1）に記載する担当部局（提出先）まで，直接持参，または郵送すること。

(3) 仕様書等に対する質問

ア 本書及び仕様書等に対して質問できる者は，上記「応募資格」を満たしている者とする。

イ 質問方法

文書又はメールで行うものとし，文書の場合は，持参，郵送，F A X のいずれの方法でも可能とする。F A X の場合は，受信確認のため，担当者に電話による連絡を入れること。文書等には回答を受ける担当窓口の部署，氏名，電話及び F A X 番号，メールアドレスを併記のうえ，希望する回答方法（F A X 又はメール）を明記すること。

なお，口頭での質問は一切受け付けない。

ウ 質問期限

令和 4 年 3 月 1 8 日（金）午後 5 時 ※期限後の質問は，一切受け付けない。

エ 回答方法等

質問に対する回答は，質問者に対して F A X 又はメールにより，令和 4 年 3 月 2 3 日（水）までに行うほか，質問内容と回答内容をとりまとめたうえで，同日午後 5 時から本件の公募情報を掲示するウェブサイトにおいても閲覧に供する。

(4) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお，失格となった場合は，別途通知するものとする。

- (ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

- (ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (ウ) 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (オ) 全ての提出書類は、返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書に基づいて、本市が設置する選定委員会において審査を行い選定する。委員会は非公開とし、選考の経過等に関する問い合わせには応じない。

なお、必要に応じて提案者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、提案者に別途通知するので、説明ができるものを選定委員会に出席させること。

(2) 審査基準

評価項目は、次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

ア 京都市メディア支援センターウェブサイトの保守・管理について（32点満点）

- (ア) 安心して情報を発信できるか
- (イ) 業務実施体制は妥当か
- (ウ) 業務従事（予定）者の業務実施能力及び業務実施経験は十分か

イ 京都市メディア支援センターウェブサイトの運営支援について（16点満点）

- (ア) 魅力的なコンテンツの追加が提案されているか
- (イ) アクセス数の現状分析及びアクセス数増加に関する効果的な提案がなされているか
- (ウ) その他、ウェブサイトの充実に関する効果的な提案がなされているか

ウ 京都市メディア支援センターにおけるロケ支援の効果測定について（16点満点）

分かりやすい指標及び測定方法等が提案されているか。

エ 「映画のまち・京都」の発信や京都市メディア支援センターにおける支援作品のPR業務について（16点満点）

「映画のまち・京都」の映画文化や歴史及び京都市メディア支援センターの支援作品を理解し、京都市の映画文化やロケ地としての魅力発信について効果的な提案がなされているか

オ 会社の信頼性について（8点満点）

過去5年間の同種・類似業務の受注実績を有しているか

カ 見積経費について（8点満点）

見積経費項目については妥当か

キ 会社の所在地について（4点満点）

京都市内中小企業であるか

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、令和4年3月31日（木）までに受託候補者を決定する。

(4) 通知及び公表

選定結果については、メール又は書面等で通知するとともに、次の項目をホームページで公表する。

- ・契約の相手方及び選定理由
- ・参加事業者及び評価点

(5) 契約

選定委員会において受託候補者に選定された者と委託見積額の範囲内で交渉のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとする。

8 スケジュール

令和4年3月15日	公募開始，質問受付開始
令和4年3月18日	質問受付終了（午後5時受付終了）
令和4年3月23日	質問回答期限
令和4年3月29日	各種必要書類の提出期限
令和4年3月31日	受託候補者の決定
令和4年4月1日	契約締結，業務開始

9 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。
- (4) 当該業務に係る予算については現在議会で審議中であるため、予算が成立しない場合は当該プロポーザルを無効とする。